

魚沼市排水設備等指定工事業者 新規申請のご案内

【申請書類】

申請時に持参いただくもの	法人	個人	備考
排水設備等指定工事業者指定申請書（様式第1号）	○	○	
身分証明書	○	○	法人の場合は代表者及び役員分
住民票	○	○	法人の場合は代表者分
経歴書	○	○	法人の場合は代表者分
登記事項証明書又は登記簿謄本	○	—	
定款（写し）	○	—	余白に代表者の原本証明を記載してください。
営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第2号）	○	○	
専属責任技術者名簿（様式第3号）	○	○	
責任技術者証（写し）	○	○	
雇用関係を証する書類	○	○	保険証（写し）等
所有する設備及び器材に関する調書	○	○	任意様式可

【申請手数料】

なし

【有効期間】

5年（全排水設備等指定工事業者一斉更新）

【指定の要件】

- ①責任技術者が専属していること。
- ②工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ③新潟県内に営業所があること。
- ④次のいずれにも該当しないこと。
 - ・工事業者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により工事の施工に必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - ・工事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
 - ・工事業者が公益財団法人新潟県下水道公社排水設備工事責任技術者認定・登録等に関する規程により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ・指定業者が指定を取り消されてから2年を経過していない場合

- 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- 法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がいる場合

【申請及びお問合せ先】

魚沼市ガス水道局業務課営業係

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 788 番地

TEL 025-792-1118

FAX 025-792-1119

メール gyomu@city.uonuma.lg.jp